

# 鳥取県海外よろずビジネスサポート駐在員事業実施要領

## (事業目的)

第1条 鳥取県（以下「県」という。）は、海外市場での新たな販路開拓やサプライチェーンの再構築に取り組む県内中小企業者等に対して、県が配置した鳥取県海外よろずビジネスサポート駐在員（以下「駐在員」という。）が海外現地から伴走支援を行うことで、国際経済変動下における強靭な外需獲得及びサプライチェーンの支援の体制の整備に資することを目的とする。

## (事業期間)

第2条 本事業は、令和7年12月4日から令和8年3月31日までの間、実施するものとする。

## (対象者の要件)

第3条 本事業の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。（以下「県内中小企業者等」という。）

（1）海外市場での新たな販路開拓やサプライチェーンの再構築に取り組んでいる者のうち、次のいずれかに該当していること。

- ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち鳥取県内に本店、本社又は主要な事業所を有する中小企業者等
- イ 本事業の趣旨により商工労働部長が別に定める者
- ウ 鳥取県内の貿易支援機関

（2）次のいずれにも該当する者でないこと。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

## (相談の受付)

第4条 駐在員による支援を希望する県内中小企業者等（以下「相談者」という。）は、様式第1号の利用相談票を、県に提出するものとする。

2 相談者は、駐在員の支援を受けるに当たり、事前に相談者自身の達成目標や取組状況、取組予定、必要な支援等を十分に検討の上、駐在員による支援を効果的、効率的に受けられるよう努めなければならない。

## (支援提供の決定)

第5条 県は、前条の規定により、相談者から提出された利用相談票の内容について、次の各号の要件に合致しているかを審査の上、支援提供の可能な場合には、相談者に対して様式第2号により通知する。

- （1）第3条に規定する対象者の要件を全て満たしていること。
- （2）希望する支援内容が、駐在員の支援内容に合致していること。
- （3）希望する支援内容に対して、適切な時期に相談が行われていること。
- （4）希望する支援内容に対して、対応可能な駐在員がいること。
- （5）希望する支援内容に関して、予算措置（駐在員への報償費の支払）が可能であること。

2 県は、前項により駐在員による支援提供を決定した場合には、選定した駐在員に対して、様式第3号により通知する。

3 第1項及び第2項の通知は、原則として、相談を受け付けた日から30日を経過する日までに行うものとする。

(支援提供の調整)

第6条 県は、前条により駐在員の支援提供を決定したときは、相談者及び担当する駐在員と支援内容等に関する調整を行う。

(支援提供の内容)

第7条 駐在員は、相談者と協議の上、相談者の取組状況や希望する内容に応じて、次の支援を行うものとする。

- (1) 現地の市場や商材、現地事情等に関する簡易な情報提供
- (2) 現地の商談候補企業、視察先候補企業等の情報提供・リストアップ（5社程度）
- (3) 現地での視察代行（駐在の周辺エリアに限る。交通費含む。）
- (4) 現地渡航時の同行支援（通訳除く。交通費除く。一日当たり最大8時間まで。）
- (5) 県内中小企業者等に対する講演（一回当たり30分間程度）

2 前条に掲げる支援は、県内中小企業者等が海外市場での新たな販路開拓やサプライチェーンの再構築に取り組む際の初期段階に必要な内容を想定したものであり、長時間の作業や専門的な知識を必要とする支援は行わないものとする。

3 県は、必要に応じて、県の職員を相談者の下へ派遣し、駐在員による支援が適切に行われているか確認させることができる。

(報告書の提出)

第8条 駐在員は、相談者に対する支援が完了したときは、支援が完了した日から10日を経過する日までに、様式第4号の報告書を県に提出しなければならない。

(報償費及びその負担)

第9条 県は、駐在員が県内中小企業者等に対して支援を提供した場合の報償費を一事業当たり50万円を上限に負担するものとし、この上限額を超える額については県内中小企業者等の負担とする。

2 県が駐在員に支払う報償費は、次の表に記載した内容に基づき算出するものとする。

支援内容	単位	単価
現地の市場や商材、現地事情等に関する簡易な情報提供	回	50,000円
現地の商談候補企業、視察先候補企業等の情報提供・リストアップ（5社程度）	回	50,000円
現地での視察代行（駐在の周辺エリアに限る。交通費含む。）	回	50,000円
現地渡航時の同行支援（通訳除く。交通費除く。一日当たり最大8時間まで。）	時間	15,000円
県内中小企業者等に対する講演（一回当たり30分間程度）	回	50,000円

(支援提供の中止)

第10条 県は、相談者への駐在員による支援が適切に実施されていないと認められる場合には、相談者への支援提供を中止することができる。

2 相談者は、第5条の規定に基づく支援提供の決定を受けた後、自社の都合により一部又は全部を中止する必要が生じたときは、県に対して速やかに中止する理由を記載した書面により、中止する旨を申し出なければならない。

3 県は、相談者から前項による中止の申し出を受けたときは、当該相談者の支援を担当する駐在員に対して速やかにその旨を通知する。

4 県は、第2項の申し出の受けた場合でも、駐在員が既に実施した支援提供（準備行為も含む）に対して、前条に規定に基づく報償費を支払うものとする。

5 第2項の申し出を行った相談者は、駐在員が既に実施した支援提供（準備行為も含む）について、交通費等の実費が生じた場合にはそれらを負担するものとする。

（守秘義務）

第11条 駐在員は、本事業における支援提供で知り得た相談者の情報を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

（その他）

第12条 本要領に定めのない事項又は本要領の規定によりがたい事項は、以下の区分に従い別に定める。

- (1) 重要なものの 商工労働部長
- (2) (1) 以外のもの 通商物流課長

#### 附 則

この要領は、令和7年12月4日から施行する。

利用相談票

年 月 日

鳥取県商工労働部通商物流課長 様

(相談者)

所在地

法人等の名称

代表者職・氏名

鳥取県海外よろずビジネスサポート駐在員事業実施要領（令和7年12月4日付第202500218688号）を了承のうえ相談を行います。なお、相談にあたり以下の事項について相違ないことを誓約します。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業（以下「風俗営業等」）を営む者ではないこと。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。なお、個人の場合は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

※誓約する場合は、上記の各項目にチェックをつけること。

(担当)

部署		役職	
氏名		電子メール	
電話番号		ファクシミリ	

(別紙)

1 事業名																			
2 必要な支援	<input type="checkbox"/> 現地市場等の情報提供 <input type="checkbox"/> 現地企業のリストアップ・情報提供 <input type="checkbox"/> 視察代行 <input type="checkbox"/> 同行支援 <input type="checkbox"/> その他 (該当するものをチェック (複数可))																		
3 対象国																			
4 実施する背景・内容等	<table border="1"><tr><td>達成目標</td><td>[支援により目指す姿等を記載]</td></tr><tr><td>現状・課題</td><td></td></tr><tr><td>支援の希望</td><td>[実施を希望する時期・回数等を記載] <input type="radio"/>支援希望時期 年 月 ~ 月 [どのような支援を受けたいか、上記の現状・課題との関係を踏まえ、具体的に記載]</td></tr></table>			達成目標	[支援により目指す姿等を記載]	現状・課題		支援の希望	[実施を希望する時期・回数等を記載] <input type="radio"/> 支援希望時期 年 月 ~ 月 [どのような支援を受けたいか、上記の現状・課題との関係を踏まえ、具体的に記載]										
達成目標	[支援により目指す姿等を記載]																		
現状・課題																			
支援の希望	[実施を希望する時期・回数等を記載] <input type="radio"/> 支援希望時期 年 月 ~ 月 [どのような支援を受けたいか、上記の現状・課題との関係を踏まえ、具体的に記載]																		
5 希望する駐在員の有無	<p>[ <input type="checkbox"/>有 · <input type="checkbox"/>無 ] (いずれかをチェック。有の場合は以下に記載)</p> <table border="1"><tr><td>法人等の名称</td><td></td><td>住所</td><td></td></tr><tr><td>職・氏名</td><td></td><td>電子メール</td><td></td></tr><tr><td>電話</td><td></td><td>ファクシミリ</td><td></td></tr><tr><td>希望理由</td><td colspan="3"></td></tr></table>			法人等の名称		住所		職・氏名		電子メール		電話		ファクシミリ		希望理由			
法人等の名称		住所																	
職・氏名		電子メール																	
電話		ファクシミリ																	
希望理由																			

第  
年  
月  
号  
日

様

鳥取県商工労働部通商物流課長

鳥取県海外よろずビジネスサポート駐在員による支援の実施決定について（通知）

年 月 日付けで相談のあった鳥取県海外よろずビジネスサポート駐在員による支援については、下記のとおり実施することとしましたので通知します。

記

1 支援予定内容

2 支援予定時期

令和 年 月 旬頃から

※詳細については別途調整の上、実施します。

3 支援を実施する駐在員

4 注意事項

- (1) 効果的な支援が得られるよう、相談内容について事前に整理するなどの準備をしてください。
- (2) 駐在員による支援（事前の準備、実施中の対応）が適切になされないと認められる場合、相談者への支援提供を中止する場合がありますので御注意ください。
- (3) 自社の都合により、支援提供の一部又は全部を中止する必要が生じたときは、中止する内容及び理由を記載した書面により、通商物流課長に速やかに中止を申し出てください。

(連絡先)

担当 :

電話 : 0857-26-7660

メール : tsushou-butsuryu@pref.tottori.lg.jp

第  
年  
月  
号  
日

様

鳥取県商工労働部通商物流課長

鳥取県内事業者への支援について（依頼）

この度、鳥取県内の中小企業者等から鳥取県海外よろずビジネスサポート駐在員派遣実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく支援依頼があったため、駐在員による支援提供について決定しました。

については、本支援対象者を下記のとおり支援してくださるようお願いします。

記

1 支援対象者

2 支援予定期

令和 年 月 旬頃から

※詳細については別途調整の上、実施します。

3 支援を依頼する内容

4 実施報告書の提出

最後に支援を実施した日から10日以内に様式第4号の報告書をご提出ください。

5 報償費

報償費は、支援実績により実施要領に基づいた額をお支払いします。

(連絡先)  
担当：  
電話：0857-26-7660  
メール：tsushou-butsuryu@pref.tottori.lg.jp

## 鳥取県海外よろずビジネスサポート駐在員支援実施報告書

年 月 日

鳥取県商工労働部通商物流課長様

駐在員氏名

支援対象者名	
支援実施前の 課題・問題点等	(別紙可)
支援内容	[提供した支援内容の詳細、実施時期及び単位を具体的に記載してください。提供した資料がある場合は、添付してください。] (別紙可)
進捗・成果	[どのような進捗・成果があったかを記載してください。] (別紙可)
今後解決すべき 課題やその他の コメント	(別紙可)